|  |
| --- |
| 資 料 |
| ここまでで取り上げたデータに関して補足します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 中小企業者・小規模事業者の定義 |

以下で業種ごとに示した資本金額と従業員数のいずれか一方でも満たす会社と、従業員数を満たす個人事業者を中小企業基本法（第２条）では中小企業者としています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 卸売業 | 小売業 | サービス業 | 製造業その他 |
| 資本の額または出資の総額 | １億円以下 | ５千万円以下 | ５千万円以下 | ３億円以下 |
| 常時使用する  従業員数 | 100人以下 | 50人以下 | 100人以下 | 300人以下 |

また、おおむね以下の従業員数を満たす事業者を小規模事業者としています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 商業・サービス業 | 製造業その他 |
| 常時使用する従業員数 | ５人以下 | 20人以下 |

それぞれの業種については、「日本標準産業分類」に沿い、以下のように定めています。

|  |  |
| --- | --- |
| 卸売業 | 大分類Ｉ（卸売業、小売業）のうち  中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業）  中分類52（飲食料品卸売業）  中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）  中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他卸売業） |
| 小売業 | 大分類Ｉ（卸売業、小売業）のうち  中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業）  中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業）  中分類60（その他小売業） 中分類61（無店舗小売業）  大分類Ｍ（宿泊業、飲食サービス業）のうち  中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業） |
| サービス業 | 大分類Ｇ（情報通信業）のうち  中分類38（放送業）  中分類39（情報サービス業）のうち  小分類411（映像情報制作・配給業）小分類412（音声情報制作業）  小分類415（広告制作業）  小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）  大分類Ｋ（不動産業、物品賃貸業）のうち  中分類70（物品賃貸業） 小分類693（駐車場業）  大分類Ｎ（生活関連サービス業、娯楽業）【除く、小分類791（旅行業）】  大分類Ｏ（教育、学習支援業）  大分類Ｐ（医療、福祉）  大分類Ｑ（複合サービス業）  大分類Ｒ（サービス業＜他に分類されないもの＞） |
| 製造業その他 | いずれにも含まれない業種全て |

（注）細分類7282（純粋持株会社）及び、全ての小分類の「管理、補助的経済活動を行う事業所」については、企業グループ内の主たる経済活動の分類と同一とみなす。

|  |  |
| --- | --- |
| ２ | 大阪府内の中小企業に関するデータ |

* 中小企業数

中小企業の定義に沿った中小企業数は、経済センサス調査の結果をもとに、中小企業庁が再編加工して、中小企業白書やホームページ（中小企業庁「中小企業の企業数・事業所数（https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu\_kigyocnt/index.htm）」）で公表しており、本書でも、これを用いています。

中小企業庁が再編加工したもととなっている経済センサス調査結果は、インターネットで公開されていますが、中小企業の定義と資本金規模や従業員規模の区分が異なっていることや、定義に沿って区分を組み合わせて集計することができないため、公開されている統計データをもとに、中小企業数を独自に集計することはできません。たとえば、中小企業庁が公表していない都道府県ごとの産業別の中小企業数も、公表されている経済センサス調査結果をもとに加工することはできません。

* 従業者数

上掲の中小企業庁のホームページには、中小企業と大企業の規模別従業者数も公表されています。都道府県別も公表されていますが、そこでの従業者数は、都道府県に本社を置く会社と個人経営の企業で働く数だけでなく、他の都道府県に支社、支店、営業所などの事業所を置いている場合、そこで働く従業員数も含まれています。

当該の都道府県内の中小企業、または大企業で働く従業者数ではないことに留意する必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| ３ | 経済センサス調査 |

* 経済センサスの沿革

『経済センサス』は、事業所や企業の経済活動の状況を把握するために日本国内にある全事業所※１を対象に実施され、「経済の国勢調査」ともいわれています。総務省統計局が所管する公的統計の中でも、特に重要と位置付けられている基幹統計の１つであるため、調査対象者には統計法による報告義務があり、調査を拒むと罰則が科せられる定めがあります。

1947（昭和22）年に前身の事業所統計の１回目が実施されてから、1996（平成８）年に事業所・企業統計に名称が変わり、18回目となる2006年の調査を最後に、以降は経済センサスとして実施されています。

経済センサスとしては、2009（平成21）年の基礎調査が１回目で、2012（平成24）年には活動調査の1回目、以降、2014（平成26）年に基礎調査、2016（平成28）年に活動調査、2019（令和元）年に基礎調査というように、２つの調査が交互にそれぞれ５年ごとに実施されています。直近は2021（令和３）年の活動調査です。

※１ 農業、林業、漁業に属する個人の経営に係る事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所は、調査の対象外となっています。

* 事業所・企業統計と経済センサスの時系列比較

2006年の事業所・企業統計調査を最後に、日本国内に所在する全ての事業所、企業を対象にした調査は、2009年の基礎調査を始まりとして経済センサス調査に引き継がれました。ただし、事業所・企業統計調査の結果と経済センサス調査の結果を時系列で比較するのは、注意が必要です。

２つの調査はともに、日本国内に所在する全ての事業所、企業を調査対象にしていますが、対象となる事業所や企業の情報を収集する際に、2009年の経済センサス調査では、商業・法人登記等の行政記録も活用しています。他にも、支所（社、店）の調査票を本所（社、店）で一括して回収するなどの調査方法も変えています。

こうした変更を行ったため、時系列で比較した際の差数は、この期間の事業所や企業の増減を単純に示してはいるわけではありません。国は事業所・企業統計と経済センサス調査の結果を時系列で比較しておらず、比較に対して留意するよう呼びかけています※2。

ちなみに、2019年の経済センサス基礎調査からは、外観で確認できなかった企業や事業所を国税庁の法人番号公表サイトの情報をもとに確認し、調査対象に加えています。2019年以降と、それ以前の調査結果を時系列で比較する際は、こうしたことを踏まえて注意が必要です。

※２ 総務省統計局「平成21年経済センサス基礎調査 利用上の注意」

（https://www.stat.go.jp/data/e-census/2009/kakuho/riyou.html）

* 経済センサス基礎調査と活動調査の違い

基礎調査・・・全産業分野の**事業所の活動状態等の基本的構造を全国、地域別で明らかにする**とともに、各種統計調査の母集団情報の整備を目的に実施。

活動調査・・・全産業分野の**売上金額、費用等の経理項目を同一時点で網羅的に把握**し、事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の母集団情報を得ることを目的に実施。

基礎調査、活動調査は、それぞれの目的に沿って調査されていますが、活動調査に比べ基礎調査は、経理項目の調査がなく、また2019（令和元）年調査では既存事業所に対しては名称や所在地といった基礎的な項目の他には、事業所の休廃業の活動状態を質問する項目に限って調査をしています。

* 産業横断的集計と産業別集計の違い

活動調査では、「産業横断的集計」と「産業別集計」に分けて集計結果が公表されています。

産業横断的集計・・・全産業共通で把握している調査事項（事業所数、従業者数、売上等）を集計した結果

産業別集計 ・・・産業の特性に応じて調査した事項を集計した結果

産業横断的集計と産業別集計では、事業所数や従業者数の調査事項が集計されていますが、結果が異なります。産業横断的集計では、現業を行わない本社や研究所、倉庫等「管理・補助的経済活動のみを行う事業所」、製造業にあっては「製造品目別に出荷額が得られなかった事業所」も集計されているのに対して、産業別集計では、それらの事業所は集計から除外されています。

* 速報集計と確報集計

経済センサスでは、調査結果を早期に公表することを目的として速報集計結果が公表されます。速報集計結果の公表から、半年程度遅れて順に公表される確報集計に比べると、公表される集計表が限られています。

速報集計と調査結果が確定してから発表される確報集計とは、必ずしも一致しません。その間で、データが精査される他、回収が遅れたため、速報集計では未集計の調査票があるなどのためです。これらの未集計の調査票の中には、廃業や移転した事業所や企業からの回答も含まれています。

|  |  |
| --- | --- |
| ４ | 商業統計調査と工業統計調査 |

経済産業省が、実施してきた商業統計調査と工業統計調査は、商業統計調査が2016年の調査を最後に、工業統計調査が2020年の調査を最後に、ともに廃止されました。

商業統計調査は、2016年が最後の調査となっていますが、調査結果は経済センサス活動調査の結果を活用していることから、2014年の調査が商業統計調査として実施した最後となります※3。

商業統計調査、工業統計調査は、経済構造実態調査に統合、再編されることになりましたが、経済構造実態調査が標本調査であることや調査項目が異なっているため、商業統計調査や工業統計調査の結果と時系列で比較するといったことにはなじみません。

※３ 2014年の調査については、経済センサス基礎調査と一体的に実施されたため、商業統計調査として単独で実施した調査は、2007年の調査が最後となります。2014年の調査では、それ以前の調査では対象としていなかった「管理，補助的経済活動を行う事業所」等が対象となったり、新規に把握した事業所に対しては、商業統計調査の調査票ではなく、一体的に実施した経済センサス基礎調査の調査票を配布したりしたため、経済産業省は、それまでの商業統計調査の結果とは接続しないとしています。

|  |  |
| --- | --- |
| ５ | 開廃業率を活用する際の留意点 |

* 経済センサス調査（事業所集計）結果をもとにした開廃業率の留意点

なにわの経済データでは、総務省「経済センサス調査」の結果をもとに、開業率（廃業率）は、新設事業所数（廃業事業所数）を年平均にならした数の期首において既に存在している事業所に対する割合として計算」しています。この開廃業率を活用する際の留意すべき点について、以下にあげます。

＞ 事業所を単位としていること

企業単位ではなく事業所単位としているため、開廃業は新設または閉鎖した事業所のことであって、起業または廃業した企業のことではありません。事業所とみなされる工場や営業所、管理人のいる倉庫や寮などを新設、閉鎖した場合も数に含まれています。

また、事業所を移転した場合、移転元では廃業事業所、移転先では新設事業所として、両方で捕捉される可能性があります。

＞ 基礎調査と活動調査の実施時期に期間があくこと

経済センサス調査は、日本国内の全事業所、全企業を対象に基礎調査と活動調査をそれぞれ５年間隔で調査が行われています。基礎調査と活動調査は、交互に行われるため、２年ないし３年ごとの調査となり、毎年の開廃業率を把握することができません。そのため調査時点から次の調査の間に新設し、閉鎖した場合、調査では捕捉されません。

なお、令和元年の基礎調査では調査項目が限られていたため、過去と比較できる開廃業率の計算ができませんでした。今後は、活動調査をもとに５年間隔で計算することになるかもしれません。

* その他の統計データをもとに計算した開廃業率と、その留意点

経済センサス調査の結果をもとにした開廃業率以外では、厚生労働省「雇用保険事業月報・年報」で公表されている雇用保険の新規適用事業所数と廃止脱退事業所数をもとに計算したものや、法務省「民事・訴訟・人権統計年報」で公表されている会社の設立登記数をもとにして計算されたものが、一般的によく使われています。

「雇用保険事業月報・年報」は、月ごとの数が発表されるため、月ごと、年ごとの開廃業率を計算することができます。一方で、雇用保険の適用状況を把握する目的で統計が作成されるため、対象が雇用保険の適用事業所に限られます。加入義務のある従業員がいない事業所は対象からはずれる他、退職などにより加入義務のある従業員がいなくなると、事業所は存在しているものの廃止脱退事業所に数えられてしまいます。

会社の設立登記数をもとにした場合は、会社を対象とした開廃業率を算定することができるものの、個人経営の開廃業は除外される一方で、個人経営から会社を設立した場合も開業に含まれています（経済センサス調査も新設に含んでいます）。

３つの開廃業率を計算する方法には、いずれも注意すべき点があり、活用する際はそれらに留意する必要があります。